

## 入札にかかる注意事項

1. (1) 入札書は持参することとし、当日所定の時刻までに参集して下さい。  
入札書のサイズは、A4版でお願いします。
- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。
- (3) 入札書は、町ホームページからダウンロードしてください。
  
2. 入札の方法並びに入札の無効条件、その他の入札、工事の施工についての必要な事項は、下記のとおりとする。
  - (1) 入札書の宛名は明和町長宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者自ら投函する。
  - (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
  - (3) 入札執行回数は、原則として2回とする。但し、やむを得ない場合は、3回までを限度とする。
  - (4) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行う。
  - (5) 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
  
3. 次の各号の一に該当するときは、その入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
  - (2) 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
  - (3) 入札者が他人の入札を代理したとき。
  - (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
  - (5) 入札保証金の額が明和町会計規則第95条第1項に規定する額に満たないとき。
  - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
  - (7) 入札者が提示した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
  - (8) 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
  - (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

4. 次の各号の一に該当するときは、その者は失格とする。
  - (1) 入札金額が、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格として再度入札には参加できない。
  - (2) その他適正な入札の執行を妨げた者は、失格として入札に参加できない。
  
5. 入札を辞退する場合は次により取り扱うものとする。
  - (1) 参加資格確認通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合は、電話等により辞退を届け、後日、必ず入札辞退届を提出すること。
  - (2) 入札を辞退した者は、このことを理由として以後の指名に不利益な取り扱いを受けるものではない。
  
6. 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条の規定に基づき技術者を配置しなければならない。
  
7. 発注者が必要であると認めるときは、工事費内訳書の提出を入札条件とすることができる。この場合、工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とし、また提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とすることができる。
  
8. 前金払については、契約金額が500万円以上の場合は契約金額の40%の額を「明和町建設工事前金払要綱」の条件により請求することができる。(ただし、上限5,000万円まで) また、契約金額が3,000万円以上の場合は中間前金払を請求することができる。

請求方法・保証機関、金融機関等による保証：保証書等の提出が必要

  - ・ 前金払の請求：前金払請求書が必要
  - ・ 中間前金払の請求：中間前金払請求書等が必要

(明和町会計規則 第66条 第1項の10)